

大阪への避難者に対する 大阪弁護士会の取り組み

平成26年3月18日
弁護士 浜田真樹
(大阪弁護士会)



大阪府下の避難者への支援

- 電話相談，面談相談
- 情報提供（弁護士会ニュース）
- 説明会・相談会の実施
- 各種「集い」への参加
- シンポジウムの開催
- 意見書・会長声明など

電話・面談相談 内容の変化

- 当初：
 - 相続, 家屋・財物の損害
 - ローンの対処
 - 支援制度の利用法 など
- その後：
 - 東電に対する損害賠償請求
 - 大阪での生活について
 - 公営住宅等の入居期限 など

これまでに実施したシンポ

- 広域避難者支援に、今、求められるもの (H23/12/3)
- 避難者支援法制の確立に向けて ～広域避難者の実態調査を中心に (H24/7/21)
- 震災後2年 いま、広域避難者支援に求められるもの (H25/3/23)
- 放射能汚染に安全の境はありますか 低線量被曝被害による分断の構造 (H25/8/31)
- 原発事故による避難者のための健康・医療対策 ～過去の公害・薬害における恒久対策から学ぶ (H26/3/15)

※近弁連主催を含む

避難者への聞き取り調査

- 平成24年3月～7月 大阪弁護士会が実施
- その結果は？

避難者の多数が帰還は困難と考えている



避難先で生きていくことを前提とした
長期的・継続的な支援策が必要

**金銭損害賠償には
限界(金額や対象者の範囲)がある**



避難生活に伴う多様なニーズに応じた
多面的な生活支援が不可欠

**放射線被曝について
医療・健康への不安・関心が高い**



これらへの対応策が不可欠

避難者には、孤立感、情報不足感が深刻



避難先の住民との連帯感の構築

とともに

親族や避難元の友人・住民との関係を維持

原発事故子ども・被災者支援法とは

正式名称；

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」

平成24年6月21日 与野党案の調整で成立
超党派全会派一致の議員立法

支援法の趣旨 ①

原発事故によって、

「とどまる」 「避難する」 「帰還する」



それぞれの自己決定権を認め、
国が適切な生活支援を行う

支援法の趣旨 ②

放射線が人の健康に及ぼす危険について
科学的に十分に解明されていないことを前提に、

健康被害を未然に防止する観点から

- ① 被災した子どもの生涯にわたる健康診断
- ② 妊婦や胎児を含めた医療費の減免措置

どんな支援を受けられるか

被災者の居住する・居住した地域が

「**支援対象地域**」に指定されると

この法律による支援を受けることができる。

支援対象地域での生活を選択した場合・・・

- 医療の確保
- 子どもの就学援助
- 食の安全安心の確保
- 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援
- 自然体験活動等を通じた心身の健康保持に関する支援

などを受けることができる（法8条）

避難を選択した場合・・・

- 移動の支援
- 住宅の確保
- 就業支援
- 学習支援
- 家族と離れて暮らす子どもに対する支援

などを受けることができる（法9条）

支援対象地域内でも、避難でも、

- 定期的な健康診断の実施など、健康への影響に関する調査
- 子ども妊婦については、医療費の減免

を受けることができる

支援対象地域とは

その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが**一定の基準以上**である地域をいう（法8条）。

何が「一定の基準以上」であるか、
この法律では決められていない



詳細は「基本方針」において定められることに

大阪弁護士会の意見

- 基本方針の策定に被災者・避難者の代表者を参加させるべき
- 支援対象地域は年間放射線量1mSv以上にすべき
- 法に定められた各項目につき、支援施策を具体的に盛り込むべき

※パブリックコメントとして提出(H25/9/19)

生活支援の内容とは（案）

◇支援対象地域からの移動の支援

移動費用の支援（移動費用、引越一時金の支給、
高速道路の無料化など）

◇移動先における住宅の確保に関する施策

- ① 公営住宅の無償利用期間の無期限延長
- ② 民間住宅の借上げ、家賃補助等

生活支援の内容とは（案）

◇子どもの移動先における 学習等の支援に関する施策

- ① 子どもの転校が円滑に進むように必要な施策
- ② 転校した子どもの学習面の遅れや精神面の支援のため
補習の実施やカウンセリングの実施等

生活支援の内容とは（案）

◇移動先における就業の支援に関する施策

- ① ジョブトレーニング支援のさらなる活用
- ② 被災者を雇用した企業への助成金・補助金制度
- ③ 職業訓練の積極的实施・職業訓練期間の
経済的援助
- ④ 母子・父子避難者の就労のため、
保育所や学童保育の優先枠&利用料金減免措置等

生活支援の内容とは（案）

◇家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策

- ① 親子交流の際の交通費助成
（高速道路の無償化等）
- ② 親に対する優先的な雇用あっせん等
- ③ 母子・父子避難者に対し、子育て支援サービスの利用を無条件で可能とすること

「基本方針」の策定

- 平成25年10月11日閣議決定（法律制定から約1年4か月後）
- 内容：
 - 支援対象地域
 - 福島県東部33市町村のみ
 - 「放射線量1mSv以上」との基準
 - 採用されず
 - 施策は既存のもの（が多い）

直近の会長声明

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年を迎え
あらためて「人間の復興」をめざす会長声明

本日、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から3年を迎えた。

震災復興は今なお途上であり、とりわけ原発事故による関連死は1000人を超えると報道されているし、福島県からの県外避難者は5万人近くに及んでいる。原発事故の事後対応なかでも汚染水問題は、安倍首相が東京オリンピック招致の場で「状況はコントロールされている」と発言したにもかかわらず、未だ収束の目途が立たっていない。

国は、年間20ミリシーベルト以下の放射線量では健康に影響はないとして、避難区域の指定解除の方針を打ち出した。しかし、この数値を裏付ける医学的根拠はなく、多くの人たちが放射能被曝から避難することを余儀なくされている。また、放射能汚染地域に滞在する人たちは、日々放射能被曝による健康被害の不安の中での生活を強いられている。特に放射能の影響を受けやすい子どもたちは、従前のような自然とふれあいながらの生活を奪われている。また、避難した人たちにとっても、自らの故郷を失い、多くの友人や恩師、そして、母子避難では父親との別離を強いられている。

直近の会長声明

憲法第13条は個人の尊厳を基本理念として幸福追求権を保障し、憲法第25条は生存権を保障しており、国はこれらの権利を実現する責務を負っている。また、子どもの権利条約によって、子どもの生存及び発達を可能な最大限の範囲で確保する責務がある。さらに、国連人権委員会による「国内強制移動に関する指導原理」に従って、国内避難民に対して、すべての段階における恒久的解決を促進する責務を負っている。一昨年6月に「子ども被災者支援法」が成立し、昨年10月には「基本方針」が策定されたが、被災者の意見が十分に反映されたものではなく、健康被害に対する対策も具体化されているとはいえない。

当会は、国に対し、東日本大震災の復興支援に全力を尽くすとともに、物理的・外形的な復旧・復興に止まらず一人ひとりを尊重した「人間の復興」をめざすよう、あらためて強く要求するものである。

当会も、人権擁護と社会正義の実現という弁護士の実務に基づき、東日本大震災の復興支援に協力を惜しまないとともに、とりわけ原発事故から避難した人も、残った人も、また帰還した人も原発事故前の「ふつうの暮らし」を取り戻し、「人間の復興」が実現するよう今後とも全力を尽くす所存である。

2014年(平成26年)3月11日

大阪弁護士会
会長 福原哲晃